服部文庫
イ17
75
2

117
75
2

東京帝国大学図書

牧疑龍

西郡ニハ三ヶ所ハ伊達ノ領ニ属ス　南津城

天正年ノ比ハ波多野ノ領地ニ相模方ニ付牧ノ属ス

平戸ハ

三河ハ松浦武郎左衛門

大村城

大村丹後守　純忠初名ハ勝定左衛門ト称ス

子ノ軍ヨリ攻ケテ暗殺隆信ノ二男ハ左衛門ト称ス

ーて三男下野

大村左衛門尉　左衛門ハ又ハ帝ヨリ

笹塚松川城ハ宇都宮一家の末浦地通紀伊守護の為め入給ふ
雪ヶ端子浦地隆信か備（民部少輔・大膳の頭）謀武蔵又居住し
（かくて）天正の年五月隆信謀殺して能登の家臣ヰ下する過
別府の城を伊東三位の入道ハ小野寺と頼て為津上戦
かくて上方まて蜂軍して海津と梅ヶ崎ニ天正
（義久三男家久後改）如義ハ一万三千余にて法華嶽にて伊東か島津と戦
て伊東六千を押よせ此時軍急にして伊東か家人
米良伊賀守を義弘と謀と合せ義弘すてにうて
仍て其後は家人ハ指出て其城を為津にて七千余
殺すや十これより伊東か島津に従ふて川縁る

人として松川に義弘急に攻て伊東か
島津ねちうらるされ島津の士大将か人打
死すれ島津の地に於て吉代城代福永（丹後）守（出羽）持
かまえ候て入り出つて出仕候とも二人色てる已
ひるまれすゆるさるる三千余二人被ニ海津ぶん
と自ら通て由緒して已ヶ城に引のしえ入に戸ハ
紀の城にたかひに天正の年十二月廿日あまたつかて
梓津或ハ死ニ於て回廻の千余地にれむ家譜に
しめてゆるさん四家領かたにけさて頼るるけき
外れ又天正の年八月十六日三万余を余とりて上原

磨と討て出らるゝの場池氏の兵万余落ち
八月晦日大保の城落し七郎左衛門と
て九月十八日高砂城と国むの吉成弥中
年の領地を所ら取て和の先方なきに
そなえ義久播磨国と和して耳川
赫城の国と領して耳川の北をもひ十月
川耳川のわを隔れて義久十月
を信と元亡月乃ち大軍わ
一万の我ら大なる敗て引退
うれら此信乃ち京都なるして老死

す其の民部大輔久武の長子
と明り
四郎左衛門義久入道宗
那の旅宿乃門前
の三子治すと放て三信後たゝ氏
人々れすり薩州丸月
し元亡十二月十月
す思左京大夫の父
武大国を
相長八道三十世の孫

子孫ニ為て伝ヘ立せの孫左衛門（チカヨリ）教光ハ河内
国左ヶ谷ニ住しまりおられと云む同教光世の孫
左衛門の尉教光ハ久乃〇左右ハ家の命とう
けたまはる子三人婦ヲ三ヶ所ニ教光ハ摩の
郡ニ住ム男ハ高野山ニ住ム弟ハ居一円の右ヒと
なし四三男教光ハ山城の国ニ住ム第ニ
男教ヲ孫さうて赤松薩摩小八代之郡と領ス七
教十代の孫左信下家の幡義澄と子ニ左
信下左つ右衛門の幡義澄と子ニ左
信下左つ右衛門の幡義澄と子ニ左信下彼国ニ住義陽（カヒの）
右衛門ヲ三月五日ニ高野ニ入ル宇土顕

重ヒ左ヒ右衛門の幡義澄ハ宇土城ニ住義陽益城
郡ヲ攻入て義ヲ左ハ毎の城ヲ甲斐宗運ハ為ヲ
うられ彼方ニ義ヲ貢と左ヒ宗運氏ハ左幡ハ
肥後ヲ取て の子も
平兼教 山わい三ヒ 貴教ヲハ住幡し
山わい三ヒ 左ヒ左ヒの山ハ奥種（ハタ）ヒの孫平ヒ行ハ
従左ヒ下猛ヒ左ヒ 左わ山ハ住ハ 越前ヒ
宇猛ヒ集ヒハ兼教ヒ 左ヒ 貴教ヒの兼教ハ
王氏ヒ左ヒ右衛門ヒ 貴教ヒ 左衛門ヒ
父ヒ

貸若の子ゝ五位に成の合の時兼四位に成ぬ
佐々木の四郎頼綱ゝ子の勝手と云
て始て五位に成ぬ自分の勝負と不親と

佐竹

義光孫
昌義
依舅氏為常州人
領久慈郡佐竹郷

忠義 太郎無子為子
義宗 三郎
義弘 二郎為僧三
隆義 四郎
義季 五郎前人
昌成

義政 太郎 隆義
秀義 四郎 別當
義茂 二郎南酒氏
義将
助義 八郎北酒氏
義清

四 義質 別當光陸介
秀能 左衛門尉

五 義長 二郎光陸介
義高 岡田氏
義直 二郎額田氏
義綱 真壁氏

六 義隆 弥二郎
義貞 稲木養子
義綱 三郎 長倉氏
義高 又二郎
某 掃部介 上塚氏
貞宗 六郎 中條氏
景義 馬洲小三郎 高久氏

七 行義 彦二郎 別当左衛門尉
盛義 高部氏
宗義 五郎 小川氏

八 貞義 二郎別當 治高時ニ属シ後将軍家ニ 常陸介遠江守兼上総介

九 義敦 小二郎左京亮 刑部大輔兼左馬頭
月山 夢為弟子
義春 常陸介 小沢氏

十 義信 大炊助伊与守 兼左京亮
義躬 小塙氏
宗義 石塚氏

師義 掃部介 刑部大輔出人氏
輿義 上総介
祐義 刑部大輔
義孝 大山氏
宗義 伊豆三郎
義實 益田氏
言義 尾張守
義咸 右京亮
義仁 上杉安房守憲定二男 義咸以女要以為嗣
義有
義俊 上野伊豆守 十三
義治 西
義舜 従四位上将監永正十四三月卒 右京大夫 十五
義篤 従四位下右馬頭以大膳大夫
義倭 治部大輔 戸村
義成 三郎 天羽林氏
周義
永義 今宮氏
實定 右馬頭以右京亮
義久 小野氏
義武 三郎 久米氏
義光 四郎 部垂氏
常徳院
其 号存虎
義信 左馬頭 小氏
義隣 二郎 左馬頭 南氏
義高 源三郎 右馬頭
義長 掃部頭以 宇留野氏
政義 左近大夫 東氏
其 号一条斧

義尚 上総
義昌 山道氏養子
義重 常陸介
義宣 従四下刑部大輔大夫
資家 那須養子
盛重 葦名盛隆養子
義家 小場氏養子
義堅 東政義養子
義尚 南義隆養子
貞隆 岩城政隆養子
宣義 多賀谷養子
義繼 長二郎

坂東三十二所観音
一蒲冥板ヨリ 二三間岩殿ヨリ

四番 善寺　　五 仏泉寺　　六 仏山寺

七 金月寺　　八 [illegible]寺

右[illegible]ノ四ニアリ

九 慈光寺　　十 比企岩屋　　十一 [illegible]見岩殿

十二 慈恩寺　　十三 [illegible]寺　　十四 弘[illegible]寺

右武蔵四ニアリ

十五 白岩寺　　十六 水[illegible]寺

右上総四ニアリ

十七 出流　　十八 中禅寺　　十九 大谷寺

二十 [illegible]寺

右下総四ニアリ

廿一 八講寺　　廿二 佐竹寺　　廿三 佐白寺

廿四 雨引寺　　廿五 大日堂　　廿六 法[illegible]寺

右常陸四ニアリ

廿七 飯[illegible]寺　　廿八 滑川寺　　廿九 木[illegible]寺

右下[illegible]四ニアリ

卅 [illegible]寺　　卅一 [illegible]森寺　　卅二 [illegible]寺

右上[illegible]四ニアリ

卅三 [illegible]胡寺

右安房四ニアリ

秩父三十四所観音　文暦元年ニ始マルトヲ

一四方詰如意寺　二大棚西林寺　三岩出浄泉寺

四慈恵寺　五新寺寺　六東向寺

七年伏保長寺　八西善寺　九明知寺

十大慈寺　十一坂路寺　十二坂寺

十三意服寺　十四今宮寺　十五蔵福寺

十六西光寺　十七岩井寺　十八神門寺

十九釈石寺　廿岩上寺　廿一観音寺

廿二童堂　廿三雲寺　廿四法泉寺

廿五久那観音寺　廿六岩谷堂　廿七大国寺

廿八橋寺　廿九番戸観音寺　廿寶雲寺

廿一鷲山石寺　廿二法生寺　廿三業水寺

廿四水泉寺

松茸ノ毒

鱉　真羽　松蛇　干鮭　鮴　鯖　粉子

魚類　昆布　猫帛　水豹　鮭皮　鹿皮

胡獾　子ウツ　アモシロヘイ　温肉臍　干猪活

干豆腐

以上

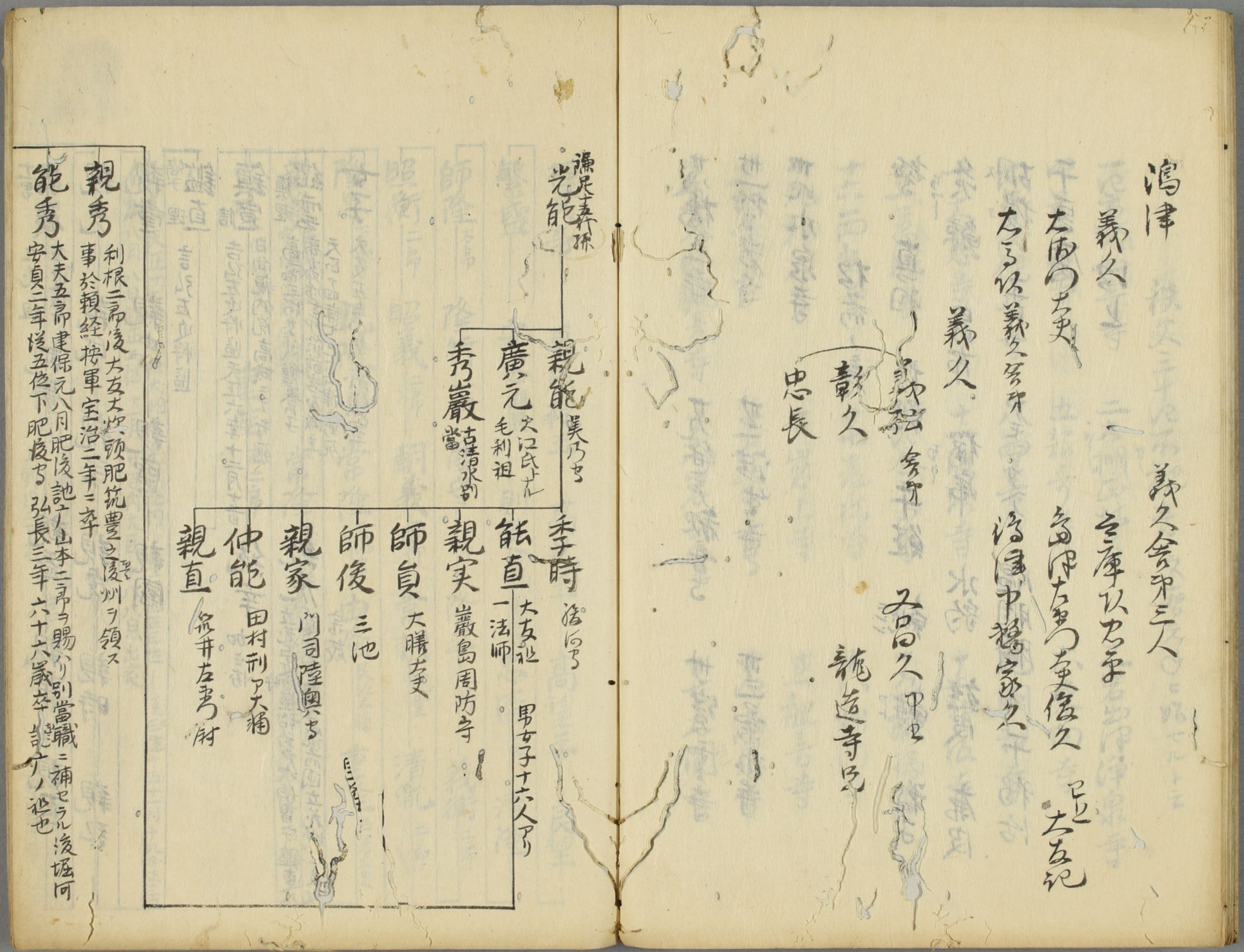
鴻津
義久
大膳大夫
大弓以義久号ヲ
義久
忠松 号ヲ
義久
忠長
義久 号ヲ
義久会ヲ三人
之庫以右ヲ
為伊右ヲ衛尉
大友記
治津中務家久
龍造寺氏
親秀 利根二郡後大友大炊頭肥筑豊之後州ヲ領ス
事於頼経按軍宝治二年ニ卒
能秀 大夫五郎建保元八月肥後詑ノ山本二郡ヲ賜ハリ別當職ニ補セラル後堀河
安貞二年従五位下肥後ヲ弘長三年六十六歳卒詑ノ祖也
源氏ヲ本姓
光能
親能 美乃ヲ
廣元 大江氏ナル 毛利祖
秀巖 古清水別當
季時 治津ヲ
能直 大友祖 一法師
男女子十六人アリ
親実 巖島周防守
師員 大膳大夫
師俊 三池
親家 門司陸奥ヲ
仲能 田村刑ア大輔
親直 奥井右ヲ衛尉

十四 泰廣 立花ノ祖 左近亟 親廣 親益 親幸 親直

親光 親氏 親宗 親虎 親時 親弘

親重 親忠 親盛 親國

嫡子 鑑直 理 言弘左近将監

鎮宣 信 言弘左近将監天正六年十二月十三日 統幸 加之伝

日向親納院高城三ヶ所死

紹雲 鎮理 高橋三河守秋種養子 統虎 立花左近ノ将監始為戸次伯耆守鑑連八道直雪養子筑前国立花城生後文宗茂

高橋伝右衛門筑前国城主天正十四年七月二十日津ヶ戦死

女子 大友左兵衛尉義鎮室

桓武帝 — 葛原親王 — 高見王 — 高望王 — 良望

繁盛 — 安忠 権頭 — 則道 岩城三郎大夫 — 忠清 二郎 — 清隆

師隆 左郎 — 隆行 二郎 — 隆守 二郎 — 隆平 二郎 — 義衡 二郎

照衡 二郎 — 昭義 二郎 — 朝義 二郎 — 常朝 規堂 — 清胤 二郎

隆忠 下総守 — 親隆 下総ノ守 — 常隆 下総ノ守 — 由隆 民部大輔 — 重隆 左京大夫

親隆 左京大夫 実伊達晴宗嫡男 — 常隆 左京大夫 — 貞隆 忠三郎 実佐竹義重男

宣隆 但馬守 — 重隆 左二郎

信雄 天正十二月 日任大納言後三位同一正二十四正三位 — 従三位十五十一月十九日正三位 八月八日叙正二位 十一月 廿一日内大臣 十八八月出家

信良 兵部大輔力将 — 信昌 因幡守兵ノ大輔 上野内二万石 — 信久 内記越前守 侍従 実崇習信友三男 万治三十廿八叙従

元和二年廿九侍従同九十二八
左少将寛永三五十七卒

信友 高長 出雲守 侍従
寛永四十二侍従従四九
無官万治二十二廿三隠居

信高 長頼 山城守 侍従
二万二千一七石
慶安元十二晦従四位下既無
万治三十二廿八侍従對馬守

某

信武 伊豆守 四品

信恒 壹岐守

四下元従五下

某

長益 源五侍従 有楽

長治 改左馬門佐 卜齋
万治二廿三隠居

長足 豊前守
二万八千石万治三十叙任
一万石

長清 明 主殿

長清 内匠 実父山城守

尚長

長種 修理
二万石ノ久

秀一 信乃守

秀親 監物

某 源三郎

片桐助作後且元
市正直盛 出雲守 孝利 高俊

某 半之丞

某 承應三年家督 助作

某 又七 明暦二年二月十九日兄ノ家督三十石七千石上也

青木丹治
一重 民部少輔

重兼 甲斐守

重正 甲斐守

のとなるかれ申姓名法服新のるはるとかつなる
名居法服 衣服の子孫今の名居 三位一位直盛
左兵衛の子 実方の末孫なり
出八二階堂のつれなり 家格のつれなり

興平貞能

信昌 正
元和元年二月
十四日六十二才
卒

家昌 九八帝母 大御所御辰加納殿
天正九年十二月元服賜御字 十五才ノ時慶長四年従五位下
六膳大夫六年十二月十八ウツノ宮ヲ賜 十万石慶長十九年十月
十日廿八才卒

家治 松平右京大夫元禄元二月四日十八歳卒
傳祥附録天正十六年元服賜御字上州長城ヲ賜後従
五位下大膳大夫 賜姓郷松平

忠政 菅沼忠三郎松平飛彈 慶長十四改松平摂津守
傳祥附録慶長十九年十月二日卒三十五才

忠明 松平下総守

公ヲ補佐 信長ノ孫ハ之事

天正二年 孫ヲ為信長三月十八日信長下命木田口ニ住三位

三年 住三位三年信長十月四日住三位流刑ニ七日ニ死ス

四年 十月廿四日三位日出ノ内在之ニ死時年三歳

九年 十月廿四日住三位日出ノ内在之ニ死時年三歳

十年 四月廿四日三位四月九日ニ歳ヲ辞

秀吉軍勢ノ為

天正十二年 月日無之住三位下 平氏

十三年 十月廿日摂津国住三位

十三年 三月十日四位内ニ在七月十五日ニ死

十四年 十月十六日ニ住三位

十九年 秀次十二月四日内ニ在四位

文禄元年 秀次四月十六日ニ死

上賀茂十六流系図

氏一流

在實（禁宣）　忠成（同）　安頼　安成　成氏　氏経　氏安

氏継　氏綱　氏世　惟氏　○従是氏分尼在実十一代

平一流

幸平（神主）　惟平　弥寿　世平　延平　近平　自平（神主）

○従在実一四代平之分尼成助者十一代

清一流

宜能（沢田流）　久清　○清之分尼在実十三代尼成助十代

能一流

能雄（神主）　能任　○能分尼在実十四代尼成助十一代

久一流

氏久（神主）　久之祖尼是分尼在実十代尼成助七代
又雄能久之弟主後鳥羽院御宇

俊一流

資親（俊之祖）　親俊　親兼　俊顕　俊宗　俊兼　忠俊

○俊之分尼在実十五代尼成助十二代

直一流

久時（正禁宣祖）　資継　茂継　為直　久直　○直之分尼在実十三代尼成助十代

成一流

祖 信季（大神権祝）―康信 ○成信是分従在実十二代従成助九代

重一流

祖 重定（権祝）―重通（正祝）―重春―重貞―重久―重賢―重親

○重之分従在実十五代従重保九代

幸一流

実保―実行（幸之分従在実九代 重保子孫）

季一流

祖 季保（重保子孫）―重敏―季継 ○季之分従在実十一代

保一流

保成（正祝）―保能 ○保之分従在実十二代従重保九代

宗一流

宗助―宗成 ○宗之分従在実七代従成助四代

弘一流

祖 重能（正祝宜）―重朝―兼氏―久兼―忠兼―重弘

○弘之分重弘ヨリ従在実十三代

顕一流

祖 師重（片岡資宣）―師継―遠継―遠基―遠顕 ○顕之分従在実十一代 従成助九代

兼一流

祖 経（権祝）―兼保 ○従是兼之分従在実八代従成助五代

一加賀左ゟ肥後国生国共ニ国ゟ文転ニ迄一国宗
門之儀ハ国中ハ不申ニ出ス国〻ハ左ゟ肥ハ大国〻
在出ス之ゟ薩摩之外新参武功ハ無之大国
感状数通ハ無之ゟ
一大坂ハ元ハ国江戸中間ニ対　擬限れ種〻地ハ家康
御所ニ成ハ御所ハ家〻ハ為書ニ為表ハ特ニ
以景勝ハ江代ハ御仕置ハ　殊ハ江戸ハ
親類ハ上ハ左右ハ河内ハ一家ハ左ゟ肥ハ
光信ハ　伊予ハ光ハ中ハ尾州ハ河内ハ上方
ハ一国ハ主体ハ上方左右ハ　擬限れ出ス
平ハ村城家ハ為　上使ハ取ハ手中ハ出ス一ハ
擬限　上ハ中ハ了ハ左右ハ外ハ　ハ上ハ
ハ代ハ擬限ハ不ハ左ゟ肥ハ中ハ　ハ出ス
ハ左ハ下ハ　ハ保ハ出ス　ハ出ス
攻ハ一ハ中ハ家ハ肥ハ上ハ仕ハ肥ハ
ハ海ハ攻ハ上ハ家ハ肥ハ海ハ元ハ
中ハ上ハ寄ハ出ス擬ハ世ハ福ハ左ハ
肥ハ中ハ一ハ擬ハ　擬限れハ　ハ事
会津ハ擬ハ　ハ事ハ村城家ハ一ハ
ハ播ハ　ハ中ハ　ハ左ハ肥ハ

仕
一治年貴く候 松平下総守様 備州ヨリ出雲へ
御所替 右二付候節 一段 御座候
下総守様 治年 出雲ヘ 御入国 中守 御帰国 中 同年
并 御家老 御備 御加増 中務大輔 御返 右之御 御ひ
なり 御用 上 下総守様 治年 御出雲 御手ニ 御座
候事 御座候 御機嫌 子細 右之御 入御礼
義 御念 御座候事
一 同年 御本 右之御 十万石 御加増 出雲 御台 御役万
石 伊予国 松山 子 居城 候事

一 台徳院様 御代ニ 御役 万石 御加増 ニテ 奥州会津へ
被移之 御仕 五万石 三十万石 其外 右年 三万石
二万石 ニて 加藤 民部 御之 右之御 御判 下之
領地 御役 万石 御願 御地 御台 二万石 上之
被仰付候事
一 寛永十四年 十一月十三日 台徳院様 大学守様 御用
御成 被遊候事
一 元和八年 八月十五日 大猷院様 御從弟 五之
右京亮 武功 御大名 右之御 御從弟 右之 上之
被 仰付 候 御仕 下之 上之 右京 御物 ホ

相續之事

一實子無之ニ付、弟并甥之内より養子願候ハヽ
公儀江願候而 上使被差遣 大納言様より
為 上使御國隣者被差遣医師名代被差下候上
被下 御趣意 上意之趣申渡候而 御字拝領
仕候、右之御礼早々上京仕候事

一右之養子 公儀江願候 御趣意 其上年保御祝儀
之御目見之上屋敷被召出御目見被仰付
公儀江願候 御趣意之上 右之養子 琉球中備之御礼
仰付候事

一式部中備候ニ 大納言様御跡ニ被為成 御祝儀
外成候由ニ而仕ニ 仰付候事

一式部中備世得御義ニ候ハヽ安堵之上代々年貢
時之宗手補任之中ニ而 拝領仕候
中山王後式部大輔手前ニ及候 大納言様
候得而中山王式部中備一下之月 城代
琉球中備候 御字并 御許仕 中山王 御字拝 上中申
以後御内之御領 万石之 下置候事

以上

按ニ 琉球人ニ生レ 御宗ノ子孫ニ 某之子ニ 實宗三十八

陸川記

山中山城守後和泉守資方 偏偏とり申し
小三郎秀政二男林右衛門尉秀政と云て
秀政の養子になり
陸奥の国坂井ノ左衛門尉と云て
かくれ時十七歳にて
陸奥国坂井五郎親清 高安左衛門尉
五郎親方 陸奥国住人 実は高井左衛門尉氏忠八代孫
興四郎親重 実は高井左衛門尉氏忠八代孫
雅楽助親正 石親方
弥五郎忠尚

左衛門尉忠深 初小五郎
久明十七日七月十五日信光お神社参詣の時
親清十九歳小五郎氏忠年五十九歳親重十八歳
まで也 ちり掃ものもとりて物と成ると云て
小五郎親方親乃尉と云て氏忠と改む
一郡郡司親方より法り上七郡郡司
郡郡司氏信人信光左衛門尉義光の陸奥ノ
へ下りて三郡の郡司陸奥中三郡井四郡五郡の法
法ノ上七郡七郡ノ郡司一郡ノ郡司ノ
二郡郡司ノ郡司の子ノ二人嫡子郡司陸奥守

二男小兵衛政好は本郷の
一左右隠和泉守忠[illegible]生国は[illegible]の人中[illegible]次
[illegible]後[illegible]て[illegible]子[illegible]三州[illegible]
[illegible]子[illegible]
[illegible]世二男[illegible]三男[illegible]
[illegible]
一岡崎の隠[illegible]昌安の娘[illegible]
[illegible]江州の[illegible]
[illegible]生れぬ[illegible]
[illegible]

むこ[illegible]れ[illegible]
[illegible]の書[illegible]
[illegible]江州の[illegible]
[illegible]
一三河[illegible]三[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一つきとして氏と俗一世の祖たる武田太郎一安
公上人第教信寺の下知にて上洛上後更異安芸の
国永伯者守氏久上洛後者市郎房家郎二市出貴
上洛郎三市立三郎永宣立ひ二月廿四日三河国信
濃に向て軍一上洛完毛は明めなる向て郎時
は美濃信州討死一立毛芸者とまたり芸信
全年芸信郎立市信第八郎家氏出家
見ま方氏原氏家氏
洛郎三市は多の初者ふ芸信の仕逆り上洛
改め芸信郎三市立毛各のしら七郎三ひ記

氏の兄素郎三郎ひて七
て降りぬ方と宣去三子
長後子孫郎宣陸三子郎八市
一郎多四は信ふ九代の郎信主次
ぬ八代の郎逆原四康信ハ七代の郎七郎時
郎三家人ひり
一郎際の郎平九郎氏家道の長平久三郎
原郎とせめてうこ
一あ郎ひ三市九後郎康八市清貞九郎
毛三郎郎家

一武田信玄の時家臣川村八郎
一東条の左衛門の弟あり今川を頼きて軍して信
濃より後国の義国を頼へ[illegible]
対馬守殿は上杉一味申し弟なくて殺しうて弟あり
伊勢をそなへて西尾の城主をきて弟東とハ号をそ[illegible]
一富永中務丞元菅山伯耆守信濃三郡を[illegible]
牧伯尾男爵家後実[illegible]一[illegible]
弟播磨守親
一[illegible]
人[illegible]

一時あり板の[illegible]三人来りて門を叩き主人
家に接りて出[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]れ侯[illegible]年[illegible]月[illegible]とりて[illegible]家は日の下代人
[illegible]れ[illegible]世中を掌の内なりて天下代定家の[illegible]
[illegible]なる[illegible]ことなく[illegible]しく物ゆゑの[illegible]
[illegible]年[illegible]時は[illegible]なりて[illegible]と[illegible]れ[illegible]
[illegible]年一[illegible]公[illegible]院は寅の[illegible]寅より指代[illegible]
二[illegible]と計[illegible]る[illegible]寅卯辰巳午[illegible]指と[illegible]
[illegible]巳の家[illegible]は卯の子代[illegible]君たち[illegible]
[illegible]務[illegible]て来りて[illegible]とひ[illegible]くされ[illegible]来の[illegible]
君[illegible]る邦[illegible]と[illegible]なり[illegible]は[illegible]指[illegible]
申酉戌亥子丑寅代[illegible]君[illegible]

[illegible]ば[illegible]たり[illegible]ば[illegible]君の子卯辰巳午
[illegible]て来の子[illegible]必家[illegible]
[illegible]ば[illegible]
一[illegible]代時信[illegible]
為[illegible]利[illegible]庫助実教[illegible]三[illegible]
[illegible]てきり
今月[illegible]元の[illegible]三州[illegible]
上[illegible]三州[illegible]の境川[illegible]
[illegible]代[illegible]三州[illegible]出[illegible]
[illegible]議今川[illegible]

右中将尾張殿中ゝ流城守信古ゝ家臣七人給金
并々中村昨年の出度山ニ為ニ而被召家中見守田佐
京書面為持之ヘ申出遣ス也其字之ゝ大之ゝ申上下
之ゝ節

九月十七

三ノ間同列申渡
目加田播磨守殿

荷田了而兼利
乾之庫　実教

井伊信濃守並ニ吉山備前守岡部内膳正
銀治田掃部頭重三重令川中務大輔季尾ノ見習取
皆召之織田方丹下守殿ニ常力大居山口安芸
速水宮松陸安房守書氏左顕兵衛ちまハ佐久間太之

一　住なて令中奉行完秋月
御中御同ニハ堀川平太之丞黒田太之助ち新
本松平ハ佐久間大学奥平山田為大夫秀秋
鍛冶津　須尾金沢ち佐之令中根佐ち法衛織田主
書氏信平松平長門守京極井伊部大之信之川
ち為大之尚継浦井大之助石川佐十郎法師播
尾張ゝ主秋月松浦八郎兵衛大明六年九月西通斎正
六之年主水清貞石川彌八郎伊勢小笠原三九郎右
見三浦大膳佐野信政黒田保之大主蔵
一　戸田政之丞之草本之

一万の代、父井伊直政、浜松城を攻る
一関所の三甲斐の五才君津帽と申す者の女を出
たの作りしとりつる田中に商相果のうらふへ
しとゆひ一つ十三ヶ年の間務のうち浜松城
沖の作なり
一年伊州敵より降参をよしゆひ時ようて
今や八ヶ年の中ひとりそまるゆゑ
一世間なる作方はりとそて或を陽橋の方とそ
一お山はの別記八ヶ年目の年西三原なるはるや
一会記は富士宮田代社を浅とん邪神とそ
一拾齋ヶ衣紋のうりはの所元関左左はは美
男ヶ君を清ヶ己の時ヶ衣紋はけて縫そこ
ゆゑ初八ヶ年ヶ
一布衣八今の白ヶ三ヶ袴ヶとやつこの袴のちみ上さ
はつうて拾衣やうれはあや
一退紅八河ヶ六の六ヶ上ヶ出紅蓋代はるて帰ヶ
色ヶ出て下ヶ代ヶの装束今はこれ
一装束新式八年礼烏帽子はき拾衣下袴をまて帰衣
代ヶ一ぬきこはるの八ヶはこの拾衣ハさるこ
ハ一装代紋はきて頂袴をてらはことゆ人を

今たゝめの打衣等は西三條の定られし所なり

一大織冠像敗(破)裂之事 十一年より十二日まで始る
法是に後宸筆代告文持けゆきて本尊さけたる
ことしあらはれて祈禱をさけたる一往ゆゑに記
孫之は古田左三位兼治朝臣記文兼足に
ましるしをはしまず宗源後まで四巻に
時兼治短刀代懐中にしてとし疾をなし日數日
へし主取色十二代疾をなしとこへし左兼先従
いはてなしてそうして平念之れ像破裂の時に松の梢
さけ始まりて像代破裂とうぐ始とぞ

此村に権現様よりは惣状にゐてかね上地分に帰時也古
同の寮の事二

一奉幣使の事二三條二子 太神宮伊勢の奉幣とて
しめてに係あれは是代奉幣中とのたまひしより近こ
まで徳川の家絶えてより奉幣使退轉なりし為天代
朱の禁裏代は頒かはりて奉幣使頒と寄附をしるし
光幸奉幣頒二百石をきこえし

一仁徳の御陵は後いはまかなとて石坂の茎ての石
塚の坂不の庵代々石子名ありしとの事又依尺の内
まつりし半世より来集にても代仁徳皇あれと祢

仲の山陰とは南北の面なる山の陰をいふとぞ多
てるこゝとりの山陰なりとぞ多
用ひ侍
侍るとぞかつて蒙用ゆるなれ侍りて物方今に於
してそはるこゝのかとりの春温の山陰に侍る事
一物方ハ甲合之物合之物代あつまめん合と中せて
代をこのはきのやうに仕ぬきれさはる細方と、微
細代ハ物方はきぞのいろ物さるゝ色ハ華し
一文の字いの例いるいるとゝ大きなる物のひ大きなる
字いのひゆるとりおうこ侍

一江戸ハ美濃の国柳原古武沢ハ片桐なとハ茶の湯
物すきさとれかきりし柳原ハ古武ハ片桐なてハ
必作ハ作る一きまし
一古代茶湯のうちハ茶の湯ハ茶の湯ハ切れ物すき
まりて知れとゆふ形茶のなる所
一かてこと少にうりのうと知ものゆ茶原ゆ物
とゆる
一六畜と名ものといむ天武ハ牛馬代大禁を出る
佐原とりむハ宮殿お沼していむとりゆる法要を
あるとゝ江戸ハ茶を略とゝて国ゆかうるとゝ乃へし

はしたちはるるやうにて一人は三位いもうと又一人は五位
なりとは五位の殊まるるを儀の御気色側傍
の心情、奉ぬし
一如報答の矢一そう報の時より三れるや為時
はなし
一伝聞はるる礼賛佩之の客観いかとるるに四位の
祝ひょうるる大人五のうるる人のいの弟と手る
こと儀多の祝の事のひ〜くらいきーるとりて
解まれる祝所のいかなる角もこは除すう